

自殺総合対策東京会議設置要綱

平成19年6月15日19福保保政第247号
一部改正 平成26年3月5日25福保保政第1382号
一部改正 平成29年5月29日29福保保政第296号

(設置)

第1条 自殺は、個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることから、自殺対策には社会的取組が必要である。そのため、様々な分野の関係機関・団体が連携しつつ、総合的な自殺対策を推進し、健やかに生きがいを持って安心して暮らすことのできる東京の実現に寄与することを目的として、自殺総合対策東京会議（以下「東京会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 東京会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定、変更及び評価・検証に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係施策の推進・連携に関すること。
- (3) 自殺対策に関する理解促進や自殺の実態等の情報共有に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 東京会議は、次に掲げる委員をもって構成し、福祉保健局長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療福祉・経済労働・教育団体等の関係者
- (3) 自殺防止等に関する活動を行っている民間団体の関係者
- (4) 関係行政機関
- (5) その他福祉保健局長が必要と認める者

(座長)

第4条 東京会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、東京会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 東京会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、委員以外の者から意見等を聴取する必要がある場合は、委員以外の者に対して、東京会議への出席、又は資料の提出等を求めることができる。

(幹事)

第7条 東京会議における協議・検討等の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

- 2 幹事は、自殺対策推進庁内連絡会議の委員の職にある者をもって充てるものとする。
- 3 幹事は、東京会議に出席し、協議・検討等に必要な情報を提供する。

(部会)

第8条 東京会議に専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員及び委員以外から福祉保健局長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は福祉保健局長が指名する者をもって充てるものとする。
- 4 部会長は、部会を総括する。

(会議等の公開)

第9条 東京会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、個人情報に関する事項を除いて原則として公開する。ただし、座長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決し、可否同数のときは、座長の決するところにより、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、座長は必要な条件を付することができる。

(庶務)

第10条 東京会議の庶務は、東京都福祉保健局保健政策部保健政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、東京会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。